

河川空間のオープン化について

概要

河川敷地の占用主体は原則として公共性・公益性を有する者であるが、河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという要望の高まりを受け、**平成23年度に河川敷地占用許可準則を改正**し、一定の要件を満たす場合、**営業活動を行う事業者等による河川敷地の利用を可能としたもの。**（河川空間のオープン化）



広島県 京橋川 水辺のオープンカフェ



大阪府 土佐堀川 飲食店の川テラス



愛知県 乙川 イベント空間

オープン化が適用される要件

- ✓ 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- ✓ 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
（治水上及び利水上の支障がないこと等）
- ✓ 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること



埼玉県 荒川 バーベキュー場

都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

- 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

河川空間のオープン化の占用主体

占用主体は以下の3類型。(河川敷地占用許可準則第22第4項第1号~第3号)

第1号

準則第6に掲げる占用主体
→公共性、公益性を有する者(公的主体)

☆**占用施設を自ら使用するほか、準則第25に基づき、占用者以外の者に施設を使用させることが可能**

(例)

市区町村、都市再生推進法人、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用に関する団体等

第2号

営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

→協議会以外にも、地元市町村の同意など地域の合意が確認できる幅広い手法によることもできる

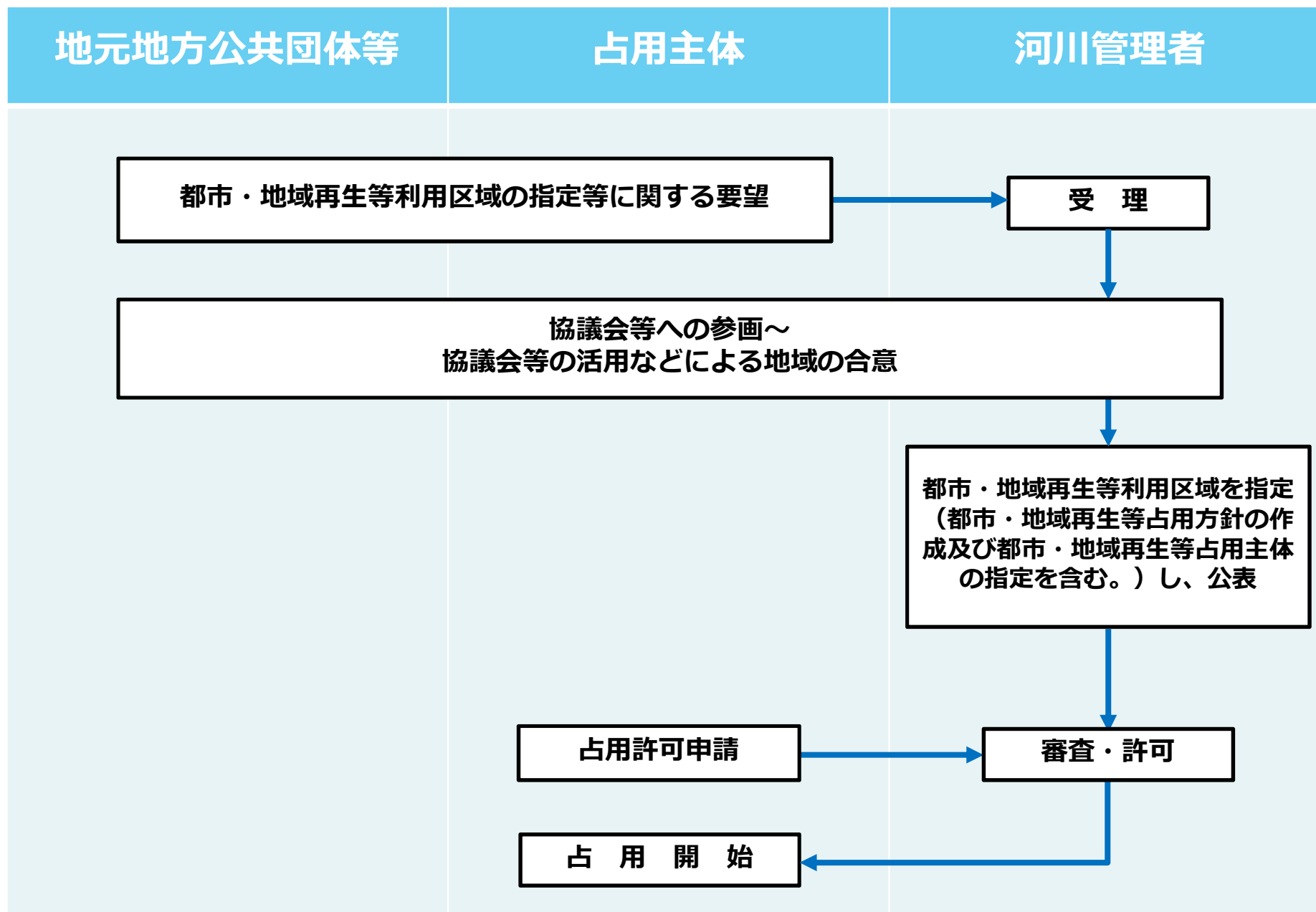
(例)

株式会社〇〇、有限会社〇〇、地方公共団体等を含まない任意団体 等

第3号

営業活動を行う事業者等
→河川管理者の判断により占用許可を行うもの
(ただし、事前に協議会等の場で地域の合意を図る。)

地元の要望からオープン化開始までの手続等の流れ(イメージ)



事業スキームの例

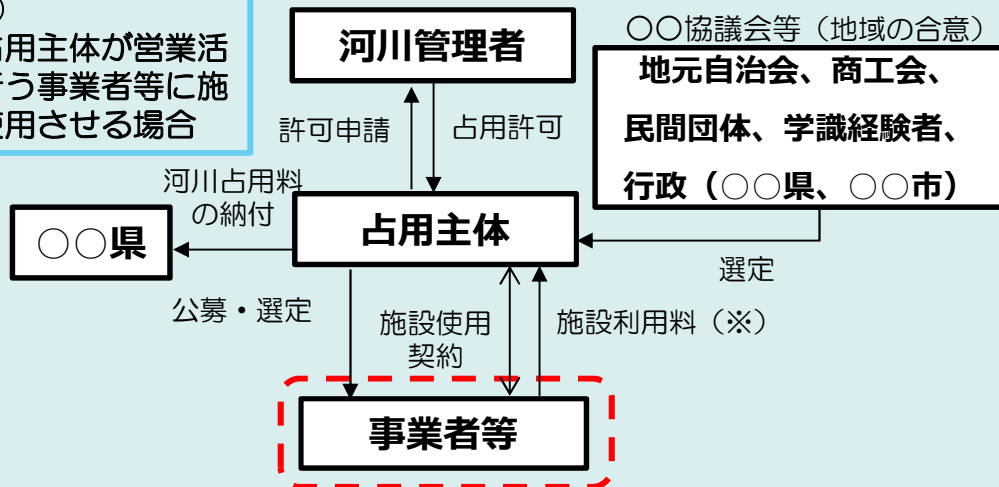
スキーム図(例)	概要
<p>1-① 占有主体が施設を使用する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 占有主体が自らイベント開催やオープンカフェ、キャンプ場やBBQ場の営業を行うスキーム。 営業活動を行う事業者等であっても占有主体になることができる。 <p>(占有主体第1号～第3号)</p>
<p>1-② 民間事業者等による共同体組織が占有主体となり、その構成員が施設を使用することも可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が占有主体となっている場合、他の民間事業者に施設を使用させることはできないが、共同体が組織として占有許可を受け、当該共同体の構成員が施設を使用することは可能。 営業活動を行う民間事業者が共同体に加入・脱退することで民間事業者の変更が可能。 <p>※ 河川管理者は共同体に対して、河川管理上の支障に関する指導監督を行う。共同体の加入・脱退や内部での指導監督の遵守は、共同体の規約により措置。</p> <p>(占有主体第1号～第3号)</p>

事業スキームの例

スキーム図(例)

概要

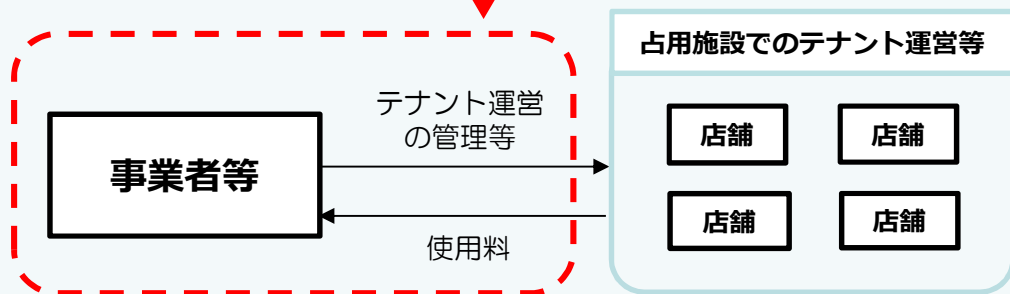
2-①
公的占用主体が営業活動を行う事業者等に施設を使用させる場合



- 占用主体（公的主体）がイベント業者や売店、カフェ等を誘致して営業活動を行う事業者等に施設を使用させることのできるスキーム。
- 占用主体は事業者等と使用契約を締結。
- 占用主体が事業者等から施設利用料を得る場合には（※）、施設利用料を施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全や創出のための費用に充てる。

(占用主体第1号)

2-②
公的占用主体と施設使用契約を結んだ事業者等が施設でテナント運営等を行うことも可能



- 2-①に加え、占用主体（公的主体）と使用契約を結んだ営業活動を行う事業者等が、占用施設でイベント業者や売店、カフェ等を誘致するテナント運営の管理をすることができるスキーム。
- 使用契約を結んだ事業者等は、占用目的や施設使用契約の範囲内で、営業活動や占用施設でのテナント運営の管理等を行う。

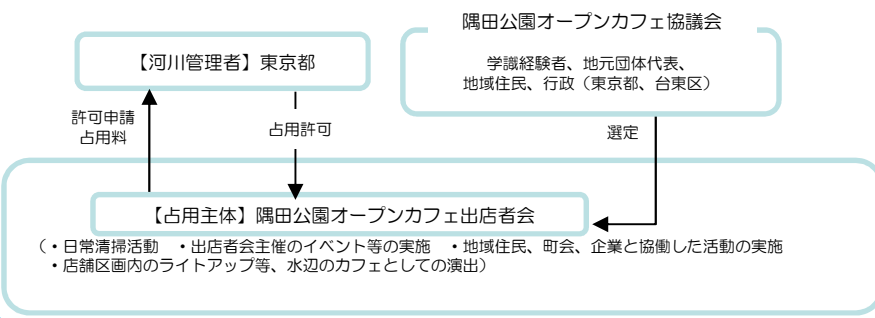
(占用主体第1号)

河川空間のオープン化の事例(スキーム1-①)

東京都 台東区 (一級河川 隅田川)



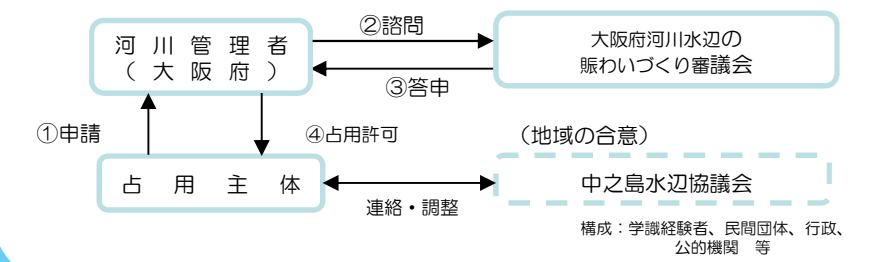
区域名称	隅田公園オープンカフェ
概要	隅田川の水辺とその周辺地域に恒常的な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的として、東京スカイツリーを臨む絶好のビューポイントである台東区立隅田公園内の河川区域に、水辺空間を活用したオープンカフェを出店する。
河川管理者	東京都知事
水系名・河川名	1級・荒川水系・隅田川
占用主体	タリーズ・コーヒー・ジャパン(株)、(株)松竹サービスネットワーク
占用施設	広場及び遊歩道と一体をなすオープンカフェ
合意方法	隅田公園オープンカフェ協議会



大阪府 大阪市 (一級河川 土佐堀川)



区域名称	北浜テラス
概要	近年、川を意識した店舗や事務所が増え、水辺を楽しむというまちづくりの機運が高まり、地域の発意のもと、大阪川床「北浜テラス」が始められ、今後とも水都大阪の拠点として期待されている。
河川管理者	大阪府知事
水系名・河川名	1級・淀川水系・土佐堀川
占用主体	北浜水辺協議会
占用施設	遊歩道、船着場、船舶係留施設、前述に掲げる施設と一体をなす照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、川床、その他施設
合意方法	中之島水辺協議会



河川空間のオープン化の事例(スキーム1-②)

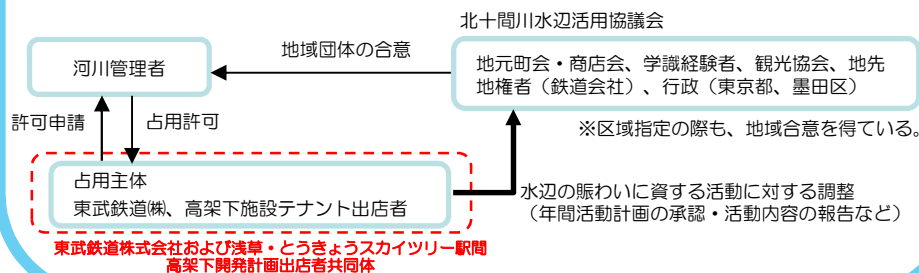
東京都 墨田区 (一級河川 北十間川)



区域名称 北十間川親水テラス等

概要 河川の耐震護岸整備や鉄道高架下の開発計画に合わせて、墨田区は親水テラス整備、防災船着場整備、隅田公園再整備、コミュニティ道路整備などを実施。新たに生まれ変わる水辺・公園・道路・高架下の一体的空間の賑わい創出に向けて、親水テラスや一部河川敷地がかかる鉄道高架下に、都市・地域再生等利用区域を指定した。
現在、高架下の河川敷地を占用し、高架下施設の建設に着手。

河川管理者	墨田区長
水系名・河川名	1級・荒川水系・北十間川
占用主体	東武鉄道株式会社および浅草・とうきょうスカイツリー駅間高架下開発計画出店者共同体
占用施設	イベント施設、遊歩道、飲食店等、日よけ、船上食事施設、突出し看板、川床、その他再生等に利用する施設
合意方法	北十間川水辺活用協議会



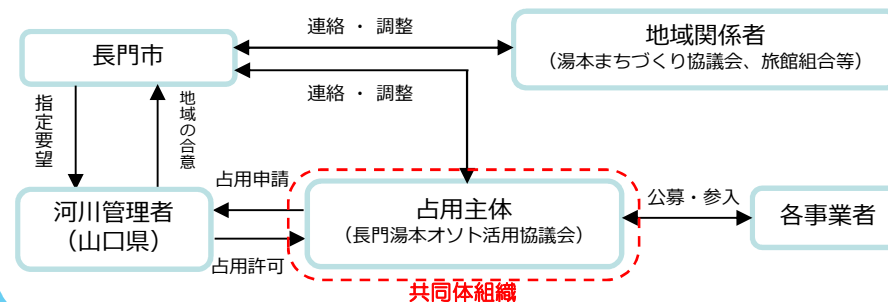
山口県 長門市 (二級河川 深川川、大寧寺川)



区域名称 長門湯本温泉街川床テラス等

概要 2級河川深川川及び大寧寺川周辺は、長門湯本温泉街として、県内有数の観光名所であり、河川空間の魅力を最大限生かした魅力的な温泉街を形成する施設等を設置し、観光まちづくりを促進していく。

河川管理者	山口県知事
水系名・河川名	2級・深川川水系・深川川及び大寧寺川
占用主体	長門湯本オソト活用協議会
占用施設	イベント施設、イベント施設と一体をなす飲食店、売店、照明・音響施設、川床、置き座その他都市及び地域再生等のために利用する施設
合意方法	地元市町村の同意



河川空間のオープン化の事例(スキーム2-①)

愛知県 名古屋市 (一級河川 堀川)



区域名称

納屋橋地区

概要

納屋橋地区の遊歩道や親水広場等の河川敷地を有効に活用することで、都市にうるおいと活気に満ちた水辺空間を創出し、にぎわい創出や魅力あるまちづくりをすすめるため、オープンカフェやイベントを実施。

河川管理者

名古屋市長

水系名・河川名

1級・庄内川水系・堀川

占用主体

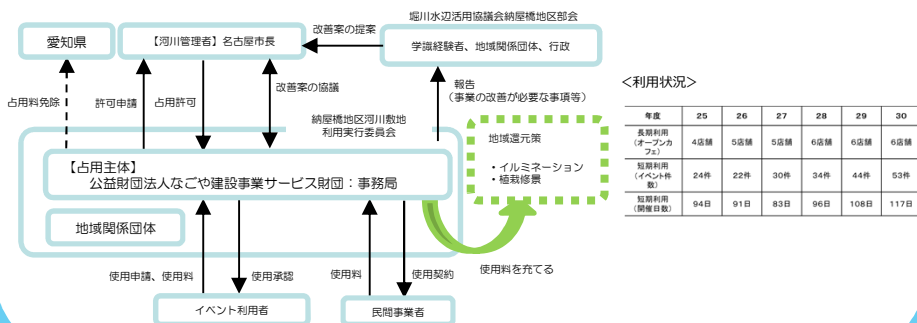
(公益財団法人) なごや建設事業サービス財団

占用施設

オープンカフェ等、イベント等の実施に必要な施設

合意方法

堀川水辺活用協議会納屋橋地区部会



大阪府 大阪市 (一級河川 道頓堀川)



区域名称

水辺遊歩道「とんぼりリバーウォーク」

概要

道頓堀川では、平成7年度より、親水性の高い遊歩道(とんぼりリバーウォーク)を整備。平成17年6月からオープンカフェなどを社会実験として実施し、平成21年8月からは、区間を湊町～日本橋間の約1,000mに拡大し、河川空間における賑いを創出している。

河川管理者

大阪市長

水系名・河川名

1級・淀川水系・道頓堀川

占用主体

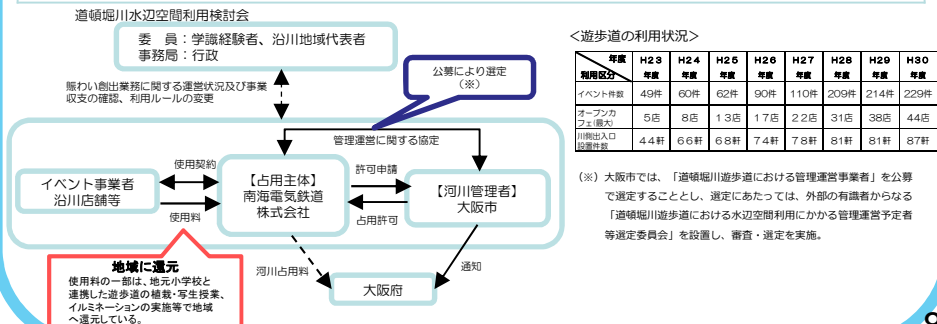
南海電気鉄道(株)

占用施設

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明・音響施設・切符売場・案内所、日よけ、その他施設

合意方法

道頓堀川水辺空間利用検討会

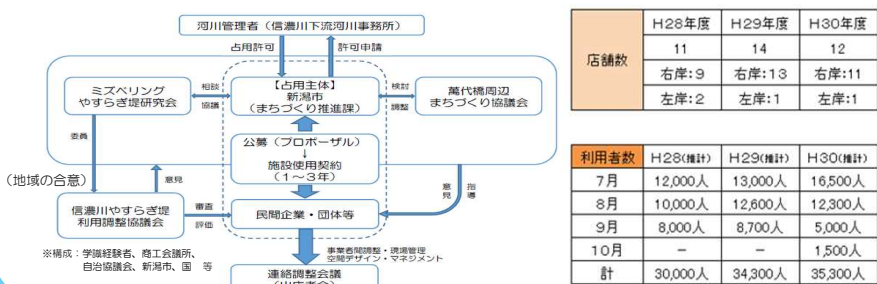


河川空間のオープン化の事例(スキーム2-②)

新潟県 新潟市 (一級河川 信濃川)



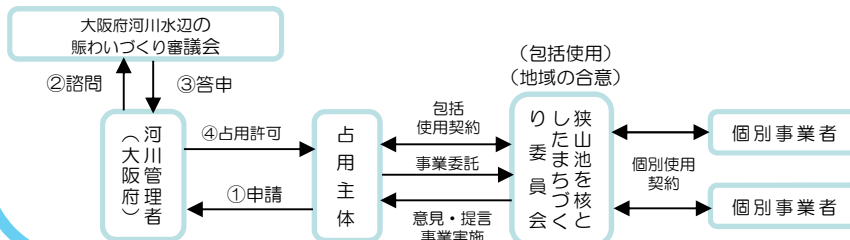
区域名称	信濃川やすらぎ堤
概要	ロケーションを活かしたイベントの実施や飲食店の出店等により、賑わいと憩いの場が創出され、河川区域を含む萬代橋周辺地区の一層の活性化と新潟市の魅力・活力の向上が図られる。占用主体である新潟市が公募により選定した民間事業者等と使用契約を結び、より民間事業者が主体性を発揮できる体制を構築し、さらなる賑わいの創出を目指している。
河川管理者	北陸地方整備局長
水系名・河川名	1級・信濃川水系・信濃川
占用主体	新潟市長
占用施設	広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明、音響施設、切符売場、案内所、船上食事施設、等
合意方法	信濃川やすらぎ堤利用調整協議会



大阪府大阪狭山市 (一級河川 西除川)



区域名称	狭山池
概要	狭山池は飛鳥時代に西除川をせき止めて築造されたわが国最古のダム形式の池で築造以来、様々な歴史上の著名人物が改修に関わり多くの人々の献身的な努力によって守られてきた、極めて重要な「生き続ける遺産」でありシンボルとして今なお広く親しまれている。 この古くから地域の拠点となってきた狭山池において、恒常的な賑わいの場を展開することは、周辺地域も含めた活性化が期待できる。
河川管理者	大阪府知事
水系名・河川名	1級・大和川水系・西除川
占用主体	大阪狭山市長
占用施設	広場、イベント施設、遊歩道、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、切符売場、案内所
合意方法	狭山池を核としたまちづくり委員会



(参考) 河川空間のオープン化

これまでの経緯

昭和40年12月23日	河川敷地占用許可準則の制定 (第一次)
平成6年10月17日	河川敷地占用許可準則の制定 (第二次)
平成11年8月5日	河川敷地占用許可準則の制定 (第三次)
平成16年3月23日	オープン化の社会実験開始 (特例措置の事務次官通達発出)
平成17年3月28日	準則一部改正 (占用施設の分類見直し等)
平成23年3月8日	準則一部改正 (オープン化を正式導入)
平成28年5月30日	準則一部改正 (オープン化に係る民間事業者の占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」に延長)

社会ニーズに合わせて占用制度を拡充

参考URL

出典：国土交通省HP (ホーム>>政策・仕事>>水管理・国土保全局>>利用>>河川敷地占用について)

- ・河川空間のオープン化事例集
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shigenkentou/pdf/jirei_kasenkukan_1908.pdf
- ・河川敷地占用許可準則について
http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/riyou/kasen_riyou/kyoka/index.html
- ・工作物設置許可基準
http://www.mlit.go.jp/river/riyou/main/kasenshikichi/pdf/secchi_kijun.pdf

出典：e-Govウェブサイト (<https://www.e-gov.go.jp>)

- ・河川法 (昭和三十九年法律第百六十七号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=339AC0000000167
※ 河川空間のオープン化関係条項 … 第24条、第26条、第27条